

厚木市環境審議会の運営について

1 所掌について

審議会の所掌は、環境基本条例に定められています。

環境基本計画に関するもののほか、環境保全に係る重要事項について、調査審議することとなっています。

【厚木市環境基本条例 抜粋】

(審議会)

第 15 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、厚木市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全等に関する重要事項に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、環境の保全等に関する事項について、市長に意見を述べるができる。

4 (略)

基本的には、次の計画についての進捗管理を行い、計画の改定等の際には諮問を受け答申を行うこととなります。

- (1) 環境基本計画
- (2) 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)
- (3) 生物多様性あつぎ戦略
- (4) 一般廃棄物処理基本計画

2 部会について

審議会は、計画の改定など特定の事項のみを案件とした会議を重ねる必要がある場合に機動的に審議するために、次の 2 つの部会を設置しています。

- (1) 生物多様性あつぎ戦略推進部会 生物多様性の保全等に関すること。
- (2) 地球温暖化対策推進部会 地球温暖化対策に関すること。

また、部会は、審議会の議決により議決権を付与されることができます。

3 会議前後の流れ

(1) 会議日程の決定

会長と調整の上、会議日程を決定し、開催日の3週間前から1か月前を目途に通知を送付します。

なお、委員の半数以上が出席しないと会議が成立しない(規則第5条第2項)ため、欠席の場合は速やかに環境政策課へ連絡をお願いします。

(2) 資料の送付

当日の案件の資料を開催日の1週間前から2週間前を目途に送付しますので、お目通しいただき、当日お持ちいただきます。

なお、急遽案件が追加される場合等、資料を当日配布させていただく場合もあります。

(3) 会議当日

原則、会議は公開のため、希望者は会議を傍聴することができます。

(4) 会議録の確認

開催日の1週間後を目途に会議録の案を送付するので、ご確認いただきます。

4 令和4年度の会議予定

(1) 定例的な会議

計画の進捗確認等のため、8月と3月の2回開催します。

(2) 特別な会議

令和4年度は、カーボンニュートラルロードマップの策定、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定を実施する予定であるため、7月から11月までに3、4回の会議を開催する予定です。

このことについて、部会の活用も検討します。